桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

都市計画　播磨西部地区　地区計画を次のように決定する。

<table>
<tr><td colspan="3">名　　称</td><td colspan="4">播磨西部地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　　置</td><td colspan="4">桑名市大字播磨、大字下深谷部、大字蛎塚新田、大字西方、陽だまりの丘一丁目　地内</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　　積</td><td colspan="4">約66．4ha</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の整備・開発及び保全に関する方針</td><td colspan="2">地区計画の目標</td><td colspan="4">本地区は、大山田パーキングエリアにおけるスマートインターチェンジ並びにアクセス道路となる都市計画道路桑名北部東員線、都市計画道路大山田播磨線の整備により新たな交通結節点となることから、その利便性の高さを活かしつつ、周辺環境と調和した産業集積拠点の形成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="4">地区計画の目標を実現するため、周辺環境に配慮して必要な地区施設や緑地を整備し、あわせてその土地利用を阻害する恐れのある建築物の立地制限を行うことで、良好な産業系用地としての土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="4">都市計画道路大山田播磨線と既設の市道上之輪嘉例川線を連絡する道路を1号道路として地区施設に位置付け、整備を図るとともに、特に保全すべき残置森林等を1号から3号緑地に位置付ける。また、西側住宅地との間には緑地等の緩衝帯を設ける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備の方針</td><td colspan="4">建築物の用途や容積率及び建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面後退の制限を行い、周辺環境と調和したゆとりのある工業団地が形成されるよう誘導する。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地区整備計画</td><td rowspan="5">地区施設の配置及び規模</td><td rowspan="2">道　　路</td><td>道　路　名</td><td>幅員</td><td>延長</td><td colspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>1　号　道　路</td><td>13.0m</td><td>約200m</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">緑　　地</td><td>緑　地　名</td><td colspan="2">面　　積</td><td colspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>1　号　緑　地</td><td colspan="2">約1.1 ha</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2　号　緑　地</td><td colspan="2">約0.3 ha</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3　号　緑　地</td><td colspan="2">約1.1 ha</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="5">建築基準法に定める工業専用地域において建築してはならない建築物は、建築してはならない。</td></tr>
<tr><td>建築物の容積率の最高制限</td><td colspan="5">200%</td></tr>
<tr><td>建築物の建蔽率の最高制限</td><td colspan="5">60%</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="5">1,000㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="5">外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」